

令和5年第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月8日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 12名
中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明 上村博文
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫 太田桂子
宮本久美子 加悦雅浩
4. 欠席委員 0名
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 那須委員 小森委員
6. 議 事
 - (1) 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第41号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 只今から令和5年第12回農業委員会総会を開催いたします。本日は、全員ご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 今年最後の総会で、本年も残すところ二十日あまりとなりました。冬季ですが温暖な日が続いています。年末を控え体調管理にお勤め下さい。またインフルエンザ感染症が流行しています。また、本日は総会終了後忘年会を予定しています。どうぞ宜しくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、那須委員さんと小森委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 受人は隣接地で耕作されています。特に問題ないと思われれます。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩2分、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は水稲になり、3条の要件は満たしているものと思われれます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 受人は、以前より3条申請で問題があり協議を行った経緯があります。詳細については、事務局より説明をお願いします。

境議長 確認委員からのとおり補足説明を含め経緯等について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明いたします。地図はそのまま 3 ページをご覧ください。申請地は自宅の隣接地で、農業年数は 4 年、農機具を所有し、主たる作物は水稲、露地野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。また、申請者は、令和 3 年に別の農地を貸借し、耕作しておりましたが、害虫や猪等の被害により上手くいかず、解約に至っております。今回は、自宅前で使い勝手も良かったため、取得し耕作したいとのこと。解約等の経緯については申請書に経緯書を添付いただいています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

加悦委員 申請を却下すべきですか。

事務局 経緯については説明がなされています。申請された内容を今後委員とも確認することとし許可が妥当と思われます。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号 2 番については承認致します。次に申請番号 3 番について確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 確認しましたが、記載のとおり問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は4ページをご覧ください。申請地は自宅の隣接地で、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は玉葱、じゃが芋、白菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。もともと申請人は当該農地をいずれ贈与される約束で耕作しており、所有権移転のため今回の申請となりました。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の上村委員よりご説明をお願いします。

上村委員 現地確認を事務局と行いました。記載事項のとおりでありました。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は5ページをご覧ください。申請地までの通作距離は約2.5kmで、農業年数は45年、農機具を所有し、主たる作物は米、露地野菜、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

小森委員 経営面積、自作農地面積14、240平方メートルと記載されているが、確認されているのか。

事務局 詳細については確認出来ていません。

小森委員 確認が必要ではないか。

- 境議長 経営状況については確認を行います。よって、今回は保留とします。次に申請番号5番について確認委員の長溝委員よりご説明をお願いします。
- 長溝委員 親子間の賃貸借で何ら問題ないと思われます。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は6ページをご覧ください。申請地までの通作距離は約1kmで、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は米、ミニトマトになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番5番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということで、申請番号5番について承認します。以上、議案第38号について5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の宮本委員よりご説明をお願いします。
- 宮本委員 太陽光発電に関する4条申請で特に問題ないと思われます。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は8ページです。当案件は、平成26年12月に許可が下りており、今回は更新の申請となります。土地利用計画の内容は、農地に椎茸を栽培し、上部に太陽光発電パネル216枚を設置し、発電した電力を電力会社に販売するものです。転用は、支柱部分等10.15㎡の一時転用となります。申請地は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地であり、通常は、第1種農地では、太陽光

発電施設への転用はできませんが、今回のように、太陽光パネルの下で農業を営む営農型であれば、3年以内の期間で一時転用が可能となります。しかし、毎年、その状態を把握するため、本人が営農状況報告をする義務があり、また、一時的な転用となりますので、3年後には、今回同様に再度許可を受け更新していく必要があります。営農ができなくなれば、撤去しなければならないものになっています。当案件は、毎年2月に椎茸の生育状況も報告がなされています。また、この案件は、営農型太陽光となりますので、「県ネットワーク機構 常設審議委員会」への諮問が必要となります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。以上、議案第39号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。申請番号1番について、確認委員の那須委員よりご説明をお願いします。

那須委員 隣接地で耕作しています。事業の進行状況については確認して行きます。特に問題はないと思われれます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は11ページです。申請人は、熊本市南区で建築業等を営む法人です。現在、申請地の隣接地を資材置場として利用していますが、事業拡大により敷地が不足していることから、今回資材置場拡張のための転用申請となりました。なお、申請地は都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について、確認委員の那須委員よりご説明をお願いします。

那須委員 当地は低地で農業生産性が低い場所です。申請内容については、特に問題ありません。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図はそのまま11ページです。申請人は、松山町で水門工事等の事業を行う法人です。社員の増加などにより、半導体を制作する機械の組立を行うための工場及び事務所移転を考えたところ、申請地は上下水道の整備も整っており、主要道路からも近いので利便性がいいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について、確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 記載事項のとおりで何ら問題はありません。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は12ページです。申請人は、古保里町に居住する個人です。申請地は、登記地目上は畑となっていますが、実際は公道から自宅への進入路として以前から使用されています。今回、所有権を移転するにあたり、地目も現況に則して変更する

ため、始末書添付での転用申請となりました。なお、申請地は上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ 500m以内に花園小学校、花園幼稚園があるため、第3種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。以上議案第40号については、3件を承認し許可書を交付します。次に議案第41号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。10ページ62番から64番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。⑦につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、現在の農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れるものです。次に16ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が27,410㎡、畑が2,636㎡、合計が30,046㎡となっています。次に17ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第12回総会時点での令和5年の累計は、基盤法による利用権の再設定が116,387㎡、農業公社による利用権の新規設定が51,112㎡、再設定が43,660㎡、所有権の移転は16,556㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第41号について承認します。次に報告第15号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。19ページをご覧ください。解約件数は3件、総合計は7筆で15,174㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第15号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長をお願いします。

鎌賀副会長 これをもちまして令和5年第12回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 那須 千代 印

議事録署名人 小森 公明 印